

一般会計予算決算常任委員会  
総務文教分科会記録

令和3年2月24日

【開催日】 令和3年2月24日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時48分

【出席委員】

分科会長	河野 朋子	副分科会長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	川地 諭
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	人事課主幹	光井 誠司
人事課給与係長	室本 祐	税務課長	矢野 徹
消防課長	末永 和義	消防課課長補佐	田中 弘保
消防課消防庶務係長	若松 宗徳	企画部長	清水 保
企画部次長兼企画課長	和西 禎行	企画課主幹	工藤 歩
企画課行政経営係長	福田 淑子	企画課行政経営係主任	山下 弘
財政課長	山本 玄	財政課課長補佐	村長 康宣
財政課財政係長	野原 崇史	財政課調整係長	鈴木 一史
シティセールス課長	杉山 洋子	シティセールス課課長補佐	原田 貴順
シティセールス課主査兼定住促進係長	道元 健太郎	総合事務所長	篠原 正裕
地域活性化室長	吉村 匡史	地域活性化室主任	河田 佳代子
教育長	長谷川 裕	教育部長	岡原 一恵
教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司	教育総務課主幹兼総務係長事務取扱い	浅川 縁
教育総務課課長補佐兼学校施設係長	熊野 貴史	学校教育課長	下瀬 昌巳

学校教育課主幹	小野雅弘	学校教育課課長補佐	西村一郎
社会教育課長	船林康則	社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田哲也
社会教育課公民館係長	柿並健吾	社会教育課文化財係長	安藤知恵
中央図書館長	山本安彦	中央図書館副館長	平中孝志
議会事務局次長	石田隆	議会事務局主査兼庶務調査係長	島津克則

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介		

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第19回）について

---

午前9時 開会

---

河野朋子分科会長 おはようございます。それでは、ただいまから一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会します。審査内容は、この次第によって進めていきます。議案第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算第（19回）について審査します。それでは、審査番号①について審査しますので、①の中の歳入に係る説明について、執行部の説明をお願いします。

矢野税務課長 それでは、一般会計補正予算（第19回）の市税関係について御説明させていただきます。補正予算書の12、13ページをお開きください。それからお配りしましたA4横の1枚紙で、右肩に議案第1号参考資料（税務課）と書いてあるものも説明させていただきたいと思います。それでは、説明に入ります前に、徴収猶予制度の説明を少しさせていただきます。補正予算にも大きく関わってくるものです。新型コロナウイルス感染症に係る地方税の一部改正が行われて、その中で現年分において大きなものとして徴収猶予制度の特例が設けられまし

た。これは、収入が大幅に減少した場合において無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予ができる特例を設けるというものです。令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用されることとなりました。徴収猶予の特例の申請件数について、1月末現在で169件の申請があります。額としましては約2億500万円の申請がありました。このうち、年度の途中で納付等々がありまして、最終的に令和3年度へ繰り越す見込みとしては約1億7,500万円を見込んでおります。まず、1款市税、1項市民税、2目法人につきまして7,000万円減額し、補正後の予算額を7億9,355万2,000円とするものです。内訳は、1節現年課税分で、法人税割を7,000万円の減額しております。令和2年度の法人税割の当初予算額につきましては、6億8,042万8,000円としておりましたが、現在の間あるいは予定申告、確定申告の納付状況、それから昨年末に実施しました企業等への聞き取りなどから、企業の収入減と徴収猶予の特例による繰越しのため7,000万円の減額を見込んでおります。次いで1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税について、1億6,700万円を減額し、補正後の予算額を49億2,455万円とするものです。内訳は、1節現年課税分で土地を3,600万円、家屋を6,700万円、償却資産を6,400万円それぞれ減額しております。令和2年度の固定資産税の現年課税分につきましては、50億7,636万円としておりましたが、償却資産において、市内企業の設備投資が見込みよりも増えていることなどから、多少の増額はあるものの、徴収猶予の特例による繰越しを見越し、1億6,700万円の減額とするものです。次に、1款市税、4項市たばこ税、1目市たばこ税について400万円減額し、補正後の予算額を4億2,527万2,000円とするものです。令和2年度の市たばこ税の当初予算算定時の消費本数につきましては、7,650万本として、それぞれ税率を掛けて算出をしておりましたが、今年度のこれまでの実績から見て、年間約70万本程度減少する見込みとしまして、額としましては400万円の減額を見込んでおります。次に1款市税、5項入湯税、1目入湯税について300万円減額し、補正

後の予算額を481万円とするものです。これにつきましては、実績から算定しまして300万円の減額としております。次に1款市税、6項都市計画税、1目都市計画税について200万円減額し、補正後の予算額を5億4,536万5,000円とするものです。これにつきましては徴収の特例による繰越しを見込み、200万円の減額としております。ざっと簡単ですが、税務課の説明は以上です。審査のほどよろしく願います。

河野朋子分科会長 続きます、財政課から。

山本財政課長 財政課が所管します一般財源につきまして御説明します。本来であれば、款項に沿って個別に御説明すべきところですが、この度は複数の歳入科目において、補正予算がそれぞれ関連するものがありますので、まずはこれらについて一括して説明させていただきたいと思っております。恐れ入りますが、24、25ページをお開きください。下段の22款1項10目1節の減収補填債につきまして御説明します。この度の補正は、8,000万円の減収補填債を歳入予算に新たに計上するものですが、この減収補填債については、近年借入れの実績もありませんので、制度等について少し御説明させていただきます。まず、減収補填債の説明の前に、この地方債と密接な関係にあります普通交付税から説明させていただきます。皆様、既に御承知のこととは思いますが、普通交付税につきましては、基本的には一定のルールで見積もった、各自治体における標準的な収入・支出であります基準財政収入額と基準財政需要額の差引きによって求められます財源不足を基礎として、その交付額が決定されております。したがって、収入額の見積り結果が大きくなれば交付額は減り、小さくなれば逆に交付額が増えるという仕組みになっておりますが、この収入の見込額と現実の市税等の実績の間に大きな乖離が生じた場合には、交付税制度に期待される財源保障機能が十分に発揮されず、普通交付税の配分の公平性に問題が生じるといったようなことも起きてまいります。特に、市民税の法人税割などについては、景気の影

響などによる年度間の変動が大きいことから、見込みと実績との間に大きなかい離が生じやすく、かい離が著しい場合には、自治体の財政運営に多大な影響を及ぼすこととなります。こうしたことから、本来実績とのかい離は精算しないということを原則としている交付税の算定にありましても、法人税割などの一部の税目に限っては、次年度以降の基準財政収入額の算定の過程において、その過不足を精算する仕組みが設けられているところです。したがいまして、通常はこうしたかい離が生じた場合であっても、一部の税目に限っては、後年度の収入額を増減させることで過不足の調整がなされることとなり、交付税の配分における公平性もある程度保たれることとなります。ただし、この基準財政収入額における精算は、あくまでも次年度以降での調整となり、減収対策としての即効性に欠けるところがあります。そこで、もう一つの精算仕組みとして用意されておりますのが減収補填債であります。これは市税等の減収額を限度として、減収が生じた正にその年度において地方債を発行し、財源の不足を賄うことができるというものです。前置きが少し長くなりましたけれども、それでは事前にお配りしておりますA4横の資料、右肩に資料1と記載されております資料を御覧ください。こちらには減収補填債の制度を簡単に説明しておりますが、従来から市町村に関しては、市民税法人税割などの三つの税目について、減収補填債の発行が認められてきたところでして、その辺りのことは従来制度として記載しております。それでは次に、資料の中で、令和2年度コロナ分として記載しております赤枠で囲った部分を御覧ください。趣旨の欄にも記載しておりますように、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から対象とされておりました法人税割など三つの税目以外の税目においても、通常を上回る大幅な減収が生じることが見込まれております。こうした状況を受け、この度、国におきまして特例として、減収補填債の対象税目の拡大が決定されたところですが、本市では、市たばこ税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金が当該特例措置の対象となっております。この度の補正は、令和2年度に限った特例として、新たに対象とされました四つの税目に

係る減収補填債の借入れを行うためのものとなりますが、これら追加税目につきましては、従来制度における税目と異なり、次年度以降の交付税算定における精算措置がありませんので、この機会を逃しますと、今後これらの減収に対する補填は行われなないということとなります。なお、今回の特例による減収補填債につきましては、後年度の交付税算定において、その元利償還金の75%又は100%が交付税措置されるということとなっております。次にもう1枚お配りしております資料2を御覧ください。こちらは、この度の減収補填債の補正額8,000万円の算出根拠等をお示ししたものです。上下二つの表がありますが、まずは上段の表について御説明します。こちらは、減収補填債の発行予定額の算出についてお示ししております。表中におきまして、標準税収入額とありますのは、普通交付税の算定における市税等の見込額となり、四つの税目ごとに、この標準税収入額と現時点での決算見込額、そしてこれらを差し引いて算出しました不足額を補正額として記載しております。この度は、各税目における不足額の合計を8,000万円と見込みまして、減収補填債の発行予定額として補正しております。次に、下段の表ですが、こちらは、上段の表の中でお示ししました決算見込額も踏まえた四つの税目における当初予算額との比較でして、決算見込額から補正前の予算であります当初予算額を差し引いて、各税目における過不足を補正額の欄にお示ししております。なお、上下二つの表における決算見込額は共通の項目ですので、本来であれば各税目の数値が一致すべきところですが、地方消費税交付金につきましては、これが一致しておりません。この理由といたしましては、米印を付して注記しておりますように、減収補填債の算定においては、決算見込額に徴収猶予額を含むとされていることによるものですが、これらについては、実際には令和2年度中の収入が見込まれませんので、下段の表においては、これを除いた数値を決算見込みとしております。それでは、再び補正予算書の24、25ページにお戻りください。22款1項10目1節の減収補填債につきましては、ただいま御説明しましたように、市たばこ税、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金において、それぞれ減収を見

込みましたことから、これらを合計しました8,000万円を減収補填債として計上しております。続きまして、14、15ページ上段の2款1項1目1節地方揮発油譲与税から一つ飛ばしまして、7款1項1目1節の地方消費税交付金、その下になります8款1項1目1節のゴルフ場利用税交付金につきましては、この度の減収補填債の発行見込額を算出するに当たり、資料2の下段の表にお示ししましたように、それぞれの税目における決算見込額を踏まえ補正するものであり、地方揮発油譲与税は748万8,000円を減額し、地方消費税交付金は2,481万円を増額し、ゴルフ場利用税交付金は343万2,000円を減額しております。次に、順番が前後しますが、3款1項1目1節の利子割交付金です。こちらは県税の交付金ですので、例年であればこの時期に決算を見込むことが難しいものではあります。今年度につきましては、この度の減収補填債に係る算定作業の過程で、参考として県から当該交付金の決算見込額が示されましたことから、当該措置を踏まえまして700万円を減額するものでございます。続きまして、22、23ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正における財源調整であり、3億1,422万2,000円を減額するものです。なお、この度の補正によりまして財政調整基金の令和2年度末の予算上の残高は37億6,102万1,000円となります。最後に8ページを御覧ください。ページ上段の表ですが、第3表地方債補正として減収補填債を追加し、限度額を8,000万円としております。一般財源に係る説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入に係る説明が終わりましたので、質疑に移ります。

矢野税務課長 すいません。先ほど冒頭の説明で徴収猶予の特例について、次年度への繰越見込みを約1億7,500万円と申し上げましたが、こちらは固定資産税についてのみで、市税全体では1億9,000万円程度を見込んでおります。訂正させていただきたいと思っております。

河野朋子分科会長 はい。訂正がありました。それでは質疑に入りますが、市税関係で質疑があれば、12、13ページです。

笹木慶之委員 税務課の資料の数字がちょっとよく分からないので教えてほしいんですが、当初予算額のところに金額があって、それから収入見込額のところの金額のことなんですけど、例えば5番の入湯税については、当初予算額は781万円、収入見込額も781万円になっているんだけど、300万円減額と。ところが、上の数字を見てみると、市たばこ税も4億2,927万2,000円で、これはいいんだけど、その上の固定資産税の数字がちょっと違うわけですよ。もちろん、当初予算と収入見込額が一緒というわけではないことは、言葉で分かるんだけど、これって何を意味しているんですかね。

矢野税務課長 入湯税ですよ。右側の表に…

笹木慶之委員 うん、いや、だからね、例えばこの表の見方なんだけど、入湯税のところは当初予算額の781万円と右の表の中の計算の中での収入見込額が一致していますよね、7,810千円で。数字が違うところと合っているところがあるんだけど、それを説明してください。

矢野税務課長 すいません、こちらの表の右側の欄にあります収入見込額につきましては、当初予算の節の金額を挙げております。左側の3列目については、項全体の金額を挙げておりますので、その差です。市たばこ税、入湯税につきましては、節と項の額が一緒になりますので同額になるんですが、法人税や固定資産税については、滞納繰越分とかが、合算された額が3列目の額ですので、その辺りの差ということです。

河野朋子分科会長 よろしいですか。節と項が一致しないところがあるということですよ。数字が一致するところもあれば、一致しないところもあ

ると。こういった説明でよろしいですか。

笹木慶之委員 ちょっとよく分からんですね。

矢野税務課長 説明としては一緒になるんですけど、その資料については、ちょっと分かりづらかったかもしれませんので、この辺りは今後、適時、修正を加えて、分かりやすい資料づくりに努めてまいりたいと思います。

山田伸幸委員 市民税の法人税のところ、先ほど説明では7,000万円減額ということなんですけど、補正額を見ると7,200万円となっています。この200万円の違いは何ですか。

矢野税務課長 修正させていただきたいと思います。こちらは7,000万円です。ミスプリントです。大変失礼いたしました。

河野朋子分科会長 皆さん、補正額のところを7,000万円に訂正してください。ほかに。よろしいですか。市税関係。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次の財政課の説明があった部分について。減収補填債を中心にありましたが、質疑があれば。

笹木慶之委員 ちょっとよく分からないので教えていただきたいんですが、この度、徴収猶予があって、それについては、次年度以降の交付税の算定の中で、その分については後になって処理されるからということで、その対応が遅くなるということでした。当面のものとして、減収補填債でもって対応するということですね。もう一つ教えてほしいのは、その減収補填債を発行したことと、翌年を考えたときに、次の交付税等との関係はどのようになるんだろうかなというところ。そこがちょっと気になるんですね。だから、減収補填債は、その後の交付税で算定されて措置されるということは分かるんだけど、それ以外の差が生じてくる場合があると思うんです。意味は分かりますかね。そこをちょっと教えて

ください。

山本財政課長 すいません、ちょっと説明が不十分だったかと思いますが、資料1を御覧いただきますと、対象税目については従来制度分と今回の特例分——コロナ分に分かれています。従来制度分については、もともと交付税の算定の中に基準財政収入額を翌年度以降調整することで、不足があった場合はこれを調整するという機能がありますので、別に従来制度分については、減収補填債を借りなくとも、おのずとその過不足が調整される。一方で令和2年度のコロナ分については、そういった精算制度を持ち合わせておりませんので、これは今回特例が適用されましても、その考え方は変わりません。ですから、今回、減収補填債を仮に借りなかったということになると、今後の交付税において、一切調整されることはないということになりますので、基本的には借りないという選択肢はないのかなというところですよ。

笹木慶之委員 だから、当然借りなかった場合には、ないですよね。ところが、借りた場合に誤差が出てくるんじゃないですか。基準財政収入額の中で。

山本財政課長 借りた場合については、それぞれの税目によって基準財政収入額に算入される算入率というのが、ちょっと違うものがありますが、基本的には市税であれば75%、フルで借りた場合は、その発行額の75%分の今後の元利償還金について、基準財政需要額に上乗せされていくということで、交付税上の措置がなされるということです。

河野朋子分科会長 ほかに。歳入のところよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）歳入が終わったということで、歳出に係る説明をお願いします。

石田議会事務局次長 それでは、1款議会費について御説明します。補正予算書の26ページ、27ページの1款議会費、1項1目議会費の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から議長会等の会議が中止になっ

たこと、また、同じくこの新型コロナウイルス感染症の現在の状況から委員会の行政視察を行うことができないため、これらの経費として計上しておりました費用弁償を453万3,000円、同じく9節の普通旅費を104万2,000円、19節負担金、補助及び交付金の諸会議負担金を9万8,000円、これらを合わせまして567万3,000円を減額するものであります。議会費についての説明は以上です。よろしくをお願いします。

山本財政課長 続きます、同じく26、27ページの2款1項8目財産管理費における11節燃料費150万円の減額補正につきまして御説明します。こちらは公用車のガソリン代等に係る予算ですが、この中において公用車の稼働率が低下したことなどから、決算を見込み150万円を減額するものです。続きます、58、59ページの12款1項2目23節地方債利子の300万円の減額補正につきましては、地方債利子におきまして、平成30年度繰越事業分や令和元年度事業分の地方債の借入れ手続が終了したことから、決算を見込み300万円減額するものです。説明は以上です。

末永消防課長 補正予算書の52ページ、53ページの9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、宇部・山陽小野田消防組合の当初予算9億2,885万2,000円を1,348万6,000円減額し、9億1,536万6,000円とするものです。これについては、19節負担金、補助及び交付金の減額によるものですが、人事院勧告による期末手当の率の引下げや各種事業の不用額の歳計余剰金の精算等により減額するものです。次に、2目非常備消防費となりますが、当初予算7,633万8,000円を1,045万円減額し、6,588万8,000円とするものです。こちらについては、9節旅費、費用弁償を減額するという一方で、コロナウイルス感染症拡大により、例年実施しておりました会議、消防操法訓練、消防操法大会、消防出初式等が中止となったため、その出動手当分を減額するものです。次に、消防関係

のみの歳入になりますが、22ページ、23ページの21款諸収入、4項雑入、2目雑入、右ページの9節消防費雑入63万8,000円を増額するものです。これは、防火着一式20セット分の整備費として、消防団員等公務災害補償等共済基金の消防団員安全装備品整備事業助成費の助成決定を受けたものに基づいて補正するものです。説明については以上となります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 以上で、ここの部分の歳出についての説明が終わりましたので、歳出について質疑を受けます。議会費から行きますか。ありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、公用車の関係でありますか。よろしいですか。

山田伸幸委員 直接的には関係ないかもしれないですけど、今、この燃料費が計上されているんですが、この燃料については何社ぐらいと契約しているんでしょうか。

山本財政課長 1社個別の契約というのではなくて、市内の組合との契約ということになっています。ですから、そちらに所属される社ということになろうかと思っております。

河野朋子分科会長 はい、ほかに。この部分はいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)なければ、消防関係はよろしいですか。

山田伸幸委員 訓練等が中止になっているんですけど、それでもやはり日常的なそういったものが欠かせないと思うんです。中止になった分はどのように補っておられたのか、その点をお答えください。

末永消防課長 先ほど申しましたとおり、コロナウイルスの感染症において会議等が中止になったものについては、会議自体は既に中止ということで減額になっております。あと、操法大会、操法訓練等につきましては、

操法に関する訓練は中止しておりますが、月に1回程度の個々の分団の訓練というものは引き続き実施しております。全体が集まる大きい行事につきまして中止させていただいております。

奥良秀委員 最初の議会費、ちょっと一つ質問させもらっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）1款議会費、1項議会費、1目議会費の旅費のところなんです。出張等々ができないということはよく分かるんですが、知事会等々では今オンラインでいろいろと会議をされていると思うんです。当市においてどういう対応を取られているんですか。

石田議会事務局次長 この度減額をすることになりました議長会等の会議については、書面会議等で行うということで、本来、東京なりに集まって行う会議というのは中止になったという状況です。

奥良秀委員 出張がなくなったっていうのは分かるんですが、全国知事会等々は今オンライン化でやられていますよね。だから、議長会もそういう動きがあるんでしょうかということです。

石田議会事務局次長 今のところ、全国市議会議長会の会議をオンライン化するという具体的な話はありません。

奥良秀委員 最後に、今までどおりの書面式ということでよろしいですね。

石田議会事務局次長 この度の中止になった会議については、そのような形になっております。今後、そうオンライン会議も検討されるのかもしれませんが、今のところは現状のとおりです。

山田伸幸委員 すいません、今の関係で、議長会は単なる全国市議会の議長会だけじゃなくて、山陽小野田市の場合、地方病院やオートレースの関係など、いろんな会議があるんですけど、それも含めて、もう全部が中止

ということでよろしいのでしょうか。

石田議会事務局次長 今言われましたオートレース、それから病院の協議会ですが、これも集まっての会議は中止になりました。

河野朋子分科会長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、審査番号①の部分を終了したので、ここで入替えのため休憩します。45分から再開しますので、よろしくをお願いします。

---

午前9時36分 休憩

---

---

午前9時45分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号②番について審査します。それでは、歳出に係る説明を人事課からよろしくをお願いします。

辻村総務部次長兼人事課長 議案第1号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第19回)の人事課分について御説明させていただきます。26、27ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の32万9,000円の増額は、普通退職者が1名出ましたので、その退職手当について計上しておるものです。なお、この一般管理費におきまして、人件費につきましては、特定財源として、1,361万4,000円を計上し、一般財源は1,328万5,000円ほど減額していますけども、この特定財源についても御説明させていただければと思います。22、23ページの下から2行目、21款諸収入、4項雑入、2目雑入、2節総務費雑入の1,361万4,000円です。この内訳につきましては、本市から派遣しております派遣職員給与費負担金として1,337万8,000円と退職者の対象手当について、企業局に在職していた職員の退職金に対して、その在籍期間に応じて負担を求めるもので、23万6,000円を特定財源として計上しております。

26、27ページに戻り、2目人事管理費につきまして、19節負担金、補助及び交付金を2,615万6,000円計上しております。これにつきましては、山口東京理科大学交流職員給与費負担金として、大学から派遣を受けている者に対する負担金742万1,000円、派遣職員給与費負担金として県から2名の職員の派遣を受けておる者に対する負担金1,873万6,000円を計上するものです。以上です。

和西企画部次長兼企画課長 審査番号②の企画課分について御説明させていただきます。予算書6ページの第2表繰越明許費補正についてです。2款総務費、1項総務管理費、高度無線環境整備推進事業につきまして、予算額5,810万円全額を令和3年度に繰り越します。当該事業は、市内厚陽地区への光ファイバ敷設を行う通信事業者に対し補助金の交付を行うものです。当初、令和2年度中の事業完了を予定していたところですが、工期を次年度に延伸したことに伴い、予算の繰越しが必要となったものです。工期が延伸となった要因について御説明します。まず、当該事業は、通信事業者が国及び市の補助を受けて実施するものです。補助事業ですので、通信事業者は、補助主体からの交付決定後に事業着手となりますが、当初10月初旬に国からの交付決定が行われる予定だったところ、実際には11月後半の交付決定となったため、事業着手に1か月半程度遅れが生じました。また、設計を行う中で、既設電柱の移設が必要になったことから、地権者との折衝にも時間を要したため、設計業務の完了や工事の取り掛かり時期等の全てに影響が生じることとなり、令和2年度内の事業完了が困難な状況となっています。繰越後のスケジュールとしましては、令和3年12月の事業完了を見込んでいます。遅延理由に対して、事業の延伸期間が長く感じられるかと思いますが、これは、令和3年度には、通信事業者において既に他の事業スケジュールが組まれており、作業人員の確保が困難になったためです。同じく、LABVアドバイザー業務につきまして、予算額1,100万円全額を令和3年度に繰り越します。当該事業は、商工センター土地を活用したLABV手法による施設整備に向け、PPP/PFI事業にお

ける専門的知識及び事業実績を有する民間事業者から有用なアドバイスを頂くものです。令和2年度につきましては、事業構想の策定までを予定していましたが、事業構想の策定期間について、次年度に延伸する可能性が生じることから、予算の繰越しを要するものです。事業構想策定期間が延伸となる理由について御説明します。令和2年度は、当該業務受託会社が作成する事業構想を成果品とし、出来高払いによる支出を予定しておりました。事業構想を固めるに当たっては、市、小野田商工会議所、山口東京理科大学、山口銀行といった、商工センター跡地利活用に関連の深い4者間で十分な協議調整が図られる必要がありますが、今年度は新型コロナ感染拡大の影響もあり、4者で集まると思うようにならず、3月末までの事業構想の策定が困難な状況になってきたためです。企画課からは以上です。

杉山シティセールス課長 補正予算書26ページ、27ページの2款1項10目地域振興費を1万7,000円減額します。こちらはサポート寄附、いわゆるふるさと納税のふるさと支援基金積立金に関する減額補正です。寄附者から頂いたサポート寄附金については、寄附者の目的に応じた事業に充当するため、基金に積み立てています。この積立先となる基金には2種類あり、一つは従来からのふるさと支援基金、もう一つは新型コロナウイルス等感染症対策基金です。新型コロナウイルス等感染症対策基金は、サポート寄附金のうち、新型コロナウイルス等感染症対策を目的とする寄附に限った積立先となります。12月にサポート寄附金に関する補正を行った時点では、歳入としてのサポート寄附金を1億8,000万円と見込み、このうち、新型コロナウイルス等感染症対策を目的としたサポート寄附金の決算額を110万円と見込んでいましたが、1月末の時点で、これを1万7,000円上回る111万7,000円の御寄附を頂きました。一方で、令和2年度サポート寄附金の総額は1億8,000万円の予算額から変更ありません。このことから、サポート寄附金の積立先として、2款1項31目新型コロナウイルス対策費の新型コロナウイルス等感染症対策基金を1万7,000円増額し、こ

ちらの25節積立金、ふるさと支援基金積立金について、同額の1万7,000円を減額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

吉村地域活性化室長 補正予算書30、31ページの2款1項27目厚狭地区複合施設費、13節委託料におきまして、595万円を減額しております。この度の補正は、厚狭地区複合施設で委託しています警備委託料、清掃委託料の入札減によるものと、保健センターの空調機器更新による設計方法の精査によるもので、決算を見込んで減額するものです。また、歳入の設計に伴う特定財源につきましては、22、23ページの一番下にあります22款1項1目の総務費、1節総務管理債、保健センター整備事業債におきまして、120万円減額しております。説明は以上です。

河野朋子分科会長 歳出についての説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。それでは、26、27ページのところで、質疑を受けます。

山田伸幸委員 シティセールス課の関係で説明がありました、ふるさと支援基金の積立て、これがふるさと納税分からコロナ基金とふるさと支援基金にということですが、今回の減額になった部分は、コロナのほうに全額振り分けた結果、こうなるという理解でいいですか。ちょっとよく分からなかったんで。

杉山シティセールス課長 おっしゃるとおり、総額をコロナ分とふるさと支援基金分にどう振り分けるかということですので、それを1万7,000円振り分けの調整をしたというものとなります。

長谷川知司委員 普通退職が1名ということですが、金額的には若い人かなと思うんです。この理由が病気なのか、そのほかの理由なのか。分かれば教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 結婚されて、他県に出られるということです。

笹木慶之委員 人事管理費でお尋ねしますが、19節の負補交、理大からの派遣と県からの2名とおっしゃいましたが、いつから派遣になったのかということと、どのような方が分かれば。可能な範囲で教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 昨年の4月から派遣を受けておりまして、勤務していただいているところは、文化スポーツ推進課と税務課と商工労働課で、それぞれ派遣を受けています。

笹木慶之委員 ちょっと具体的に、県の派遣の2名というのはどこででしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 派遣を受けているのは、文化スポーツ推進課と税務課です。

山田伸幸委員 こういう派遣というのは、その方が何かそういう特殊な能力的なものをお持ちであるからそこに配属されて、その分野で山陽小野田市での応援をするのか、それとも、そうでなくて単に一般の職員が配属されたのか。その点いかがでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今回県から来られている方については、それぞれ県において、本市が受けているところの分野の経験を持っていらっしゃる方で、市でその経験を生かしていただきたいということです。大学からにつきましては、職員交流として受け入れている職員です。

山田伸幸委員 文化スポーツ推進課では、具体的にどういう業務に当たっておられるのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 今、課長補佐として来ていただいておりますので、

文化スポーツ全般について指導していただくようにしております。

河野朋子分科会長 人事関係はいいですかね。では、企画関係です。

山田伸幸委員 先ほど厚陽の光ファイバの関係で、工期が10月初旬から11月後半にずれ込んだということなのですが、これは国の都合ですよ。なぜ、ずれ込んだんですか。単にずれ込んだということじゃなくて、その理由は何でしょうか。

工藤企画課主幹 ずれ込んだ理由は具体的には聞いておりませんが、この度、国もコロナの状況を受け、補正予算によりまして、当該事業の補助額を増額したという事情もあります。したがって、申請件数も国が想定していたよりは多く申請されておるように聞いておりますので、そちらの審査等に時間を要したものと推測しております。以上です。

奥良秀委員 6ページの繰越明許費の補正、LABVの予定なのですが、今、山田委員が言われた光ファイバは令和3年度内に終わるという予定なのですが、アドバイザー業務について期限の説明がなかったと思うのですが、いつまでに終わる予定でしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 この業務は当初から2か年事業を予定しております。令和3年度末までの契約をしております。一旦区切りとして、令和3年3月に事業構想、実施方針、要求水準書の成果物の提出を求めていたところですが、その件につきまして、若干繰り越す可能性があるということで、今回挙げさせていただいているところです。

奥良秀委員 では、その成果物が、本来であれば今年の3月末に頂ける予定が若干延びるということでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 はい、そのとおりです。

奥良秀委員 何度もすいません。その成果物が最終的にいつまでにもらえるかという具体的なものはお持ちでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 この3月の成果物の後のアクションとしては、当初でしたら6月に事業者公募の要綱を選定して配るという予定にしております。その後、半年間を置いて11月頃に事業者選定を予定しております。そのようなスケジュールがある中で、今回繰り越した部分につきましては、何か月もというわけにはいきませんで、やはり年度が明けて、すぐの早い段階にはもう成果物が上がるように努めてまいりたいと思っております。

河野朋子分科会長 よろしいですかね。26、27ページはいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がなければ、ここの部分を終わってよろしいでしょうか。（発言する者あり）すいません。厚狭地区複合施設について。

山田伸幸委員 先ほど警備委託料等の入札減と言われたんですけど、入札は去年の4月にされているんじゃないんですかね。これが今頃挙がるのはどういうことなんでしょうか。

吉村地域活性化室長 入札は、去年の6月に実施しております。今回、決算を見込みまして……すいません、間違えました。入札は4月にして、6月からの契約になっています。今回は決算を見込んで減額するという事です。

河野朋子分科会長 それでは全体的によろしいですかね、この部分は。歳出に係る説明が全部終わったということで。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号②についての審査を終わりにして、この後③番は10時15分から再開しますので、よろしく申し上げます。

---

午前 10 時 5 分 休憩

---

---

午前 10 時 15 分 再開

---

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号③番の審査に入りたいと思います。歳出に係る説明を教育総務課から順番にお願いします。

吉岡教育次長教育総務課長 補正予算書 54、55 ページの 10 款 2 項 1 目学校教育費、11 節需用費の光熱水費 564 万 1,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、水泳の授業が中止になったこと等により、水道使用量が例年より減少したため減額を行うものです。2 目教育振興費、18 節備品購入費の公用器具費 124 万 4,000 円の減額は、国の理科教育等設備整備費補助金が当初の予定より減額されたため、補助金に併せて購入費を減額するものです。3 目学校建設費、12 節役務費の通信運搬費 300 万円の減額は、埴生小・中学校の開校に向けた引っ越しを、備品等の必要の度合いに応じて 3 月と夏休みに分けて行う予定でしたが、3 月に全ての引っ越しを完了したため、不用となった令和 2 年度分の予算を減額するものです。13 節委託料、調査設計委託料 2,096 万 5,000 円の減額は、高千帆小学校校舎整備事業における基本設計・実施設計委託料の入札減によるものです。地質調査委託料 282 万 8,000 円の減額も同じく高千帆小学校校舎整備事業における入札減です。監理委託料 1,350 万 9,000 円の減額は、埴生小・中学校整備事業の生徒棟改修事業と旧埴生小学校の解体の工事監理委託料の入札減によるものです。家屋調査委託料 147 万円の減額は、高千帆小学校校舎整備事業における委託料の入札減によるものです。15 節工事請負費 4,849 万 7,000 円の減額は、埴生小・中学校整備事業関連の入札減となります。続きまして、歳入を御説明します。18、19 ページの 15 款 2 項 6 目教育費国庫補助金、1 節小学校費国庫補助金の理科教育等設備整備費 63 万 9,000 円は、国の内示額の減額、学校施設環境改善交付金は、事業費の入札減により補助金も減額

とするものです。続きまして、24、25ページの22款1項6目教育債、1節小学校債の小学校整備事業債3,920万円についても、事業費の入札減により減額するものです。続きまして、繰越明許費の説明をします。6ページの下から3行目、10款2項小学校費、旧埴生小学校グラウンド南側法面整備事業は、入札執行の状況により契約が翌年度になる可能性があるため、あらかじめ繰越しの手続を行うものです。教育総務課分は以上です。

下瀬学校教育課長 学校教育課関係の補正内容です。54ページの10款2項小学校費、2目教育振興費及び3項中学校費、2目教育振興費は、いずれもGIGAスクールの端末に係る減額となります。昨年度、3月補正で、小学校5・6年生、中学校1年生の端末の予算を計上し、本年度6月補正で残りの学年の端末の予算を計上しました。当初は1台当たり13万6,963円を見込んでおりましたが、7月に行われました県の共同調達により、大幅に端末の購入コストを下げることができました。その結果、本体単価4万1,870円、ソフト等が2万2,040円、合計で1台当たりが6万3,910円となりましたので、小学校費で1億6,919万円、中学校費で8,861万4,170円減額します。続きまして、歳入を説明します。18ページ、19ページをお開きください。端末本体の金額が1台当たりの補助上限額4万5,000円を下回ったため、その差額分を減額します。本体の単価は、4万1,870円でしたので、補助上限額との間に1台当たり3,130円の差額が生じます。この金額に、6月補正で計上しました補助対象台数、小学校が1,370台、中学校は695台を掛けまして、19ページの1節小学校費国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金428万9,000円、2節中学校国庫補助金の公立学校情報機器整備費補助金217万6,000円を減額します。なお、既に端末は全小・中学校の児童生徒に届いております。次に、寄附に伴う学校図書購入について御説明します。20ページ、21ページの18款1項寄附金、2目教育費寄附金3万6,000円のうち2万2,000円については、令和2年11月

26日付け及び令和3年1月29日付けで、市民の方からそれぞれ1万2,000円と1万円の御寄附を頂いたものです。続きまして、歳出を説明します。54、55ページをお開きください。この度の寄附は指定寄附であり、学校図書購入費への充当を希望されていますので、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費のうち図書購入費として2万2,000円を計上しております。学校教育課からは以上です。

船林社会教育課長 社会教育課関連の補正予算案について御説明します。補正予算書56、57ページの公民館費です。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、18節備品購入費927万7,000円の減額は、須恵公民館と津布田会館に設置しました空調設備の入札減及び厚狭公民館に納入しました印刷費の見積り減による減額となっております。

辻村総務部次長兼人事課長 3目図書館費のうち人件費に係る部分で、2節給料76万2,000円、3節職員手当等6万9,000円、共済費16万8,000円、58、59ページの負担金、補助及び交付金の職員福祉費1,000円、これらを合わせた100万円は、職員の人事異動に伴う決算を見込んだ調整です。

山本中央図書館長 図書館の補正予算について御説明します。補正予算書56ページ、57ページの10款教育費、5項社会教育費、3目図書館費、14節使用料及び賃借料の不用額の減額補正と、18節備品購入費の増額補正です。14節使用料及び賃借料を359万1,000円減額します。市内の図書館4館で使用している図書館検索システムは、業者からのリースにより稼働しております。リース料と保守料を合わせて月額47万8,634円の12か月分を予算化しておりましたが、平成27年3月からの5か年契約が令和2年2月末で終了し、以降は1年ごとの再契約となったため、リース料、保守料ともに安くなりました。このため、不用となった359万1,000円を減額するものです。18節の備品購入費は、図書購入目的で頂いた寄附金で図書を購入するものです。

補正予算書20ページ、21ページの18款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金の3万6,000円のうち、1万4,000円が当該寄附金の歳入となります。説明は以上です。

船林社会教育課長 続いて、歴史民俗資料館費について御説明します。58、59ページの4目歴史民俗資料館費、18節備品購入費163万円の減額は、歴史民俗資料館に納入しました空調設備の入札減による減額です。続いて、埴生地区複合施設整備事業費です。8目埴生地区複合施設整備事業費、15節工事請負費5,418万2,000円の減額は、埴生公民館、埴生支所、埴生児童クラブの工事に関しまして、実績又は見込みに係る減額です。内訳につきまして、外構工事1,527万5,000円の減、イントラ構築工事13万2,000円の減、公民館解体工事3,877万5,000円の減です。次に、18節備品購入費233万7,000円は、埴生公民館の備品購入に係る実績に基づく減額です。なお、これらの減額に当たって、歳入においても減額補正を行っております。補正予算書24ページ、25ページの22款市債、1項市債、6目教育債、2節社会教育債で、埴生地区複合施設整備事業債4,900万円の減額を見込んでおります。また、これに関連しまして、繰越明許費の補正の額の変更について御説明します。補正予算書7ページです。この件に関する繰越明許費額の変更につきましては、令和2年9月議会、第11回補正予算におきまして、工事予算額の全額6,666万円の繰越明許を設定したところですが、その後、入札を執行した結果、契約額が2,145万円となりました。この契約金額に3割の変更増額を見込んだ上で、今年度中に支払済額の前払金850万円を差し引いた金額、1,938万5,000円を繰り越すこととし、繰越明許費の額の変更を行うものです。以上で説明を終わります。審査のほどよろしく願います。

河野朋子分科会長 歳出に係る説明が全て終わりましたので、質疑に入りたいと思います。54、55ページのところで質疑があれば受けます。

山田伸幸委員 学校管理費の需用費、光熱水費について、水泳がなくなったということなんですけど、かなり体育の向上に役に立つ事業だと思うんですが、それに代わるような何か体育向上を目的とした取組等はされているのでしょうか。

下瀬学校教育課長 水泳の運動につきましては、水に対する安全面ということもあると思いますけど、持久力を高める効果が一番だと考えております。持久力を高める運動は、水泳もそうですが、11月から12月に掛けて持久走の練習を学校でやっております。これも陸上ではありますが、持久力を高める運動の一つだと思っております。水の中と陸上とは大きな違いはありますが、同じように心肺機能を高めて、子供たちの体力の向上に努めているところです。

山田伸幸委員 直接的な水泳の授業ではないにしろ、最近、衣服を着用したまま水難救助みたいな授業もあったと思うんですけど、そういったものは今回一切できなかったということでしょうか。

下瀬学校教育課長 委員御指摘の衣服を着ての水泳は着衣水泳と言いまして、小学校のプール最終日によく行われるものです。これは、溺れたときの疑似体験をすることで、身を守る術を付けていくというのですが、これについては本年度プール授業自体を実施できませんでした。ただ、毎年学校でこういう訓練というか授業をやっておりますので、令和3年度は実施していきたいと考えております。以上です。

伊場勇副分科会長 全校に導入されたタブレットについて、Chromebookを買われたということなんですけど、他市もChromebookを買われているところが多いのか。その辺、情報が入っていたら教えてほしいです。

下瀬学校教育課長 Chromebookについては、山口県内ですと山口市、長門市、山陽小野田市の3市です。ただ、Chromebookは、全国的に見ればシェアは50%ぐらいだと聞いております。はっきりした数字が出ているわけではありませんが50%程度で、ウィンドウズやiPadより上回っていると聞いております。以上です。

山田伸幸委員 私もChromebookを随分研究してみましたけれど、問題はソフトなんですよ。いわゆる教育システム関係のソフトが組み込まれたのが2万2,000円程度ですかね。これは自分で汎用のソフトなんかを組み込むことができるようになっているのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

下瀬学校教育課長 この2万2,000円のソフトですが、この追加分のソフトについては、AIドリル、授業支援ソフト、フィルタリングソフト、それからプログラミング等がありますが、ベースの4万5,000円の中にGoogle for EducationのClassroomが付いております。そこの中で相当な部分っていうのはできるようになります。ですから、ほか自治体でChromebookを採用されてないところも、このClassroomは使用したいということを知っておりますので、そういう部分で言いますと、かなり効果があるものだと考えております。

山田伸幸委員 あわせて、Wi-Fi環境の整備も進めていくということなんですが、自宅にないところへの設備の提供はどの程度されたのか、お答えください。

下瀬学校教育課長 Wi-Fi環境のない児童生徒への対応については、モバイルルーターを購入して、端末を同時に貸与していくことで対応しようという考えですが、端末にある程度慣れていないと、持って帰っても利用できないことが多いと思いますので、学校で使い方等のある程度でき

て、正しい使い方、あるいは接続の方法を確かめた上で、持ち帰ることになる予定になっております。以上です。

河野朋子分科会長 導入のときに結構こういう議論をしていますので、今回の補正予算で、更に質疑があれば受けませんが、どうですか。

山田伸幸委員 実際に、もうGIGAスクールを使った授業等、活用が始まっているのでしょうか。

下瀬学校教育課長 この端末を児童生徒が使うためには、まず教員が使い方を教えないといけないということで、12月に市内の現場の教職員と校長会代表でICTの推進委員会を作って、現在まで4回会議をしております。その活用の方法とか規定とかを作る会なんですが、実際に研修が1月も2月もずっと続いているところです。早い学校は、もう児童生徒と一緒に使って、そして授業の中でどういう使い方が一番効果的かというのを考えているところもあります。ただ、何せまだ最終に入ったのが2月の中旬でしたので、今やっている最中です。

長谷川知司委員 タブレットがもう導入されていますが、その保管場所、保管庫、そういうものがきちんとされているのかと同時に、それらの保安上の警備とかはどうなっているんですか。

下瀬学校教育課長 保管につきましては、各クラスに充電保管庫を整備しております。輪番充電で充電ができるものです。およそ1時間ちょっとでフル充電と聞いております。その管理ですが、扉が前と後ろに付いておりますので、施錠して保管ということになっております。以上です。

長谷川知司委員 通常施錠で大丈夫だという理解でいいんですかね。それを持って逃げるとかいうことはできないということですね。

下瀬学校教育課長 この充電保管庫が、下の車輪も入れたら高さが90センチメートルで、冷蔵庫1個分ぐらいの大きさは最低でもあります。しかも、かなりの重さになります。抱えて階段を上がろうと思っても、大人2人でようやくというぐらいの重さもありますので、これを盗難というか持って逃げようといったって、なかなか少々では持って逃げられないものではないかなと思います。

吉岡教育次長教育総務課長 補足します。この充電保管庫につきましては、各学校の教室に固着しております。ですので、容易には持ち運びできないことになります。それと今回、市で導入したChromebookは、指定されたアカウントでしか使うことができないということもありますので、万が一盗難に遭ったとしても利用価値、転売ということはちょっと難しいのかなと考えております。

中岡英二委員 前もちょっと質問したと思うんですが、端末を自宅を使用する場合、持って帰るときにランドセルに入れるとか、何か別のものを用意されているとか、そういうのはあるんですか。

下瀬学校教育課長 持ち帰りの方法については、いろいろ御意見を頂きましたので、先ほど言いましたICTの推進委員会でも諮ったり、先進地域、例えばよく聞いていたのが佐賀県武雄市の教育委員会に直接電話をしたりにして、担当指導主事が聞いております。それから、県内の他の自治体にも聞いておりますが、やはり一番安全なのはランドセルだろうという結論です。そして、持ち帰り用のバック等を用意している自治体はありませんでした。もう一つ言いますと、例えば5年生、6年生と使ったそのバックを、次は1年生に返す。その1年生が2年間使うということであれば、結構汚れもありまじょうし、衛生的に余り良くないだろうということで、持ち帰りのカバーについては、導入しませんでした。

河野朋子分科会長 補正に関する質疑があれば受けますけど、どうですか。

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）社会教育課関係のほうも質疑を受けます。56、57ページ。その次の歴史民俗資料館も含めます。埴生地区複合施設も。

山田伸幸委員 図書館費のことで伺いますが、決算を見込んで給与等の減額があるんですけど、これ通常12月議会で行っている分がずれ込んで今回計上ということによろしいのでしょうか。

辻村総務部次長兼人事課長 ちょっと予定外の人事異動を行った結果、今回の補正で上げさせていただいたということでございます。

山田伸幸委員 これは、いわゆるパートタイムとフルタイムの関係で、人事異動をした差額分ですか、そうではないんですか。

辻村総務部次長兼人事課長 いえ、正規職員の異動です。

山田伸幸委員 図書館のシステム利用料のことではありますが、これは一体どういうシステムなのでしょう。ちょっと概要を説明してください。

平中中央図書館副館長 中央図書館の平中です。先ほど館長も説明をしたように、市内の公立図書館が中央、厚狭、高千帆、赤崎と4館あります。そこで共通使用しております図書の検索システムで、どのような貸出し状況になっているとか、どこにどういう本が残っているということを検索するシステムで、これが業者にシステムを立ち上げてもらって、委託料を5年間で分割して、利用料として払うようになっているシステムです。

山田伸幸委員 そのシステムは外部ともつながっているのでしょうか。県内の他館とか、そういったところとの交流等もあるようなシステムなんではないでしょうか。

山本中央図書館長　これは山陽小野田市内の図書館だけです。ほかに、ネットで県内の図書館の横断検索ができるようになっていきますし、それから、県外の図書館ともつながるようにはなっております。

笹木慶之委員　58、59ページの埴生地区複合施設整備事業の中の工事請負費で、解体が3,877万5,000円の減額と聞きましたが、この金額の理由をお答えできる範囲で教えてください。かなり多額な金額が出てきています。

船林社会教育課長　公民館解体工事につきましては、令和2年度事業として6,666万円の予算を計上しておりました。これが令和2年度から令和3年度への繰越しとなったわけですが、そのときに、同じく6,666万円を繰り越しました。入札が12月にありましたが、予定価格は公表されており5,469万2,000円です。これに対して、入札契約額が2,145万円です。この、2,145万円に、今後増加すると見込まれる額を3割の643万5,000円ほど見込みまして、工事の価格を2,788万5,000円と見込んでおります。このうち、前払金で850万円を既に支払っておりますので、差し引いた額がこの度繰り越す額の1,938万5,000円となります。この度減額する額が不用額として3,877万5,000円ということです。

笹木慶之委員　入札額は2,145万円。今後見込まれると言われましたが、それは何でしょうか。

船林社会教育課長　例えば、既に解体のための調査等が入っておりますが、想定していなかった素材、アスベストが出てきたりとか、あるいは設計とは違う材質のものが出てきたり、違うような形状のものが出てきたりということで、増額が必ず何がしかありますので、その分を3割ほど見込んでいくということです。

笹木慶之委員 そうすると、3割見込んだということで具体的にまだ事象が確認されたわけではないということですね。

船林社会教育課長 全て出てきているわけではありませんが、もう既に調査に入っておりますので、少しずつ増額の現象が出てきてはおります。

河野朋子分科会長 はい、よろしいですか。はい、ほかに。社会教育関係のところはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）歳出全般についてこの部分で、質疑を打ち切ってよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号③についての審査を全てこれで終わります。お疲れ様でした。以上で分科会を終了します。この後11時から総務文教常任委員会を開会しますので、よろしく申し上げます。

---

午前10時48分 散会

---

令和3年（2021年）2月24日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河野朋子